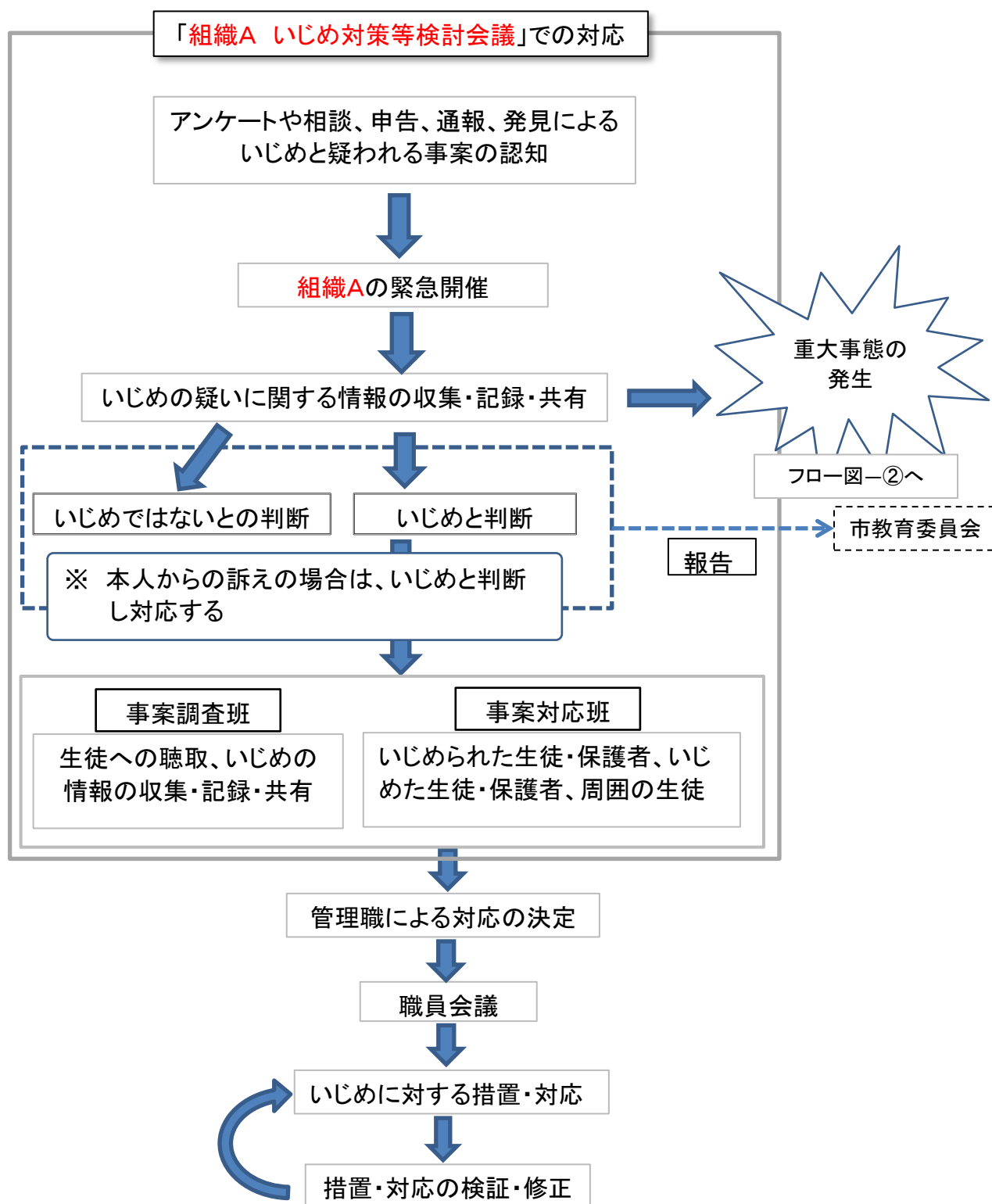


○ いじめ事案への対応フロー図－①

別紙②



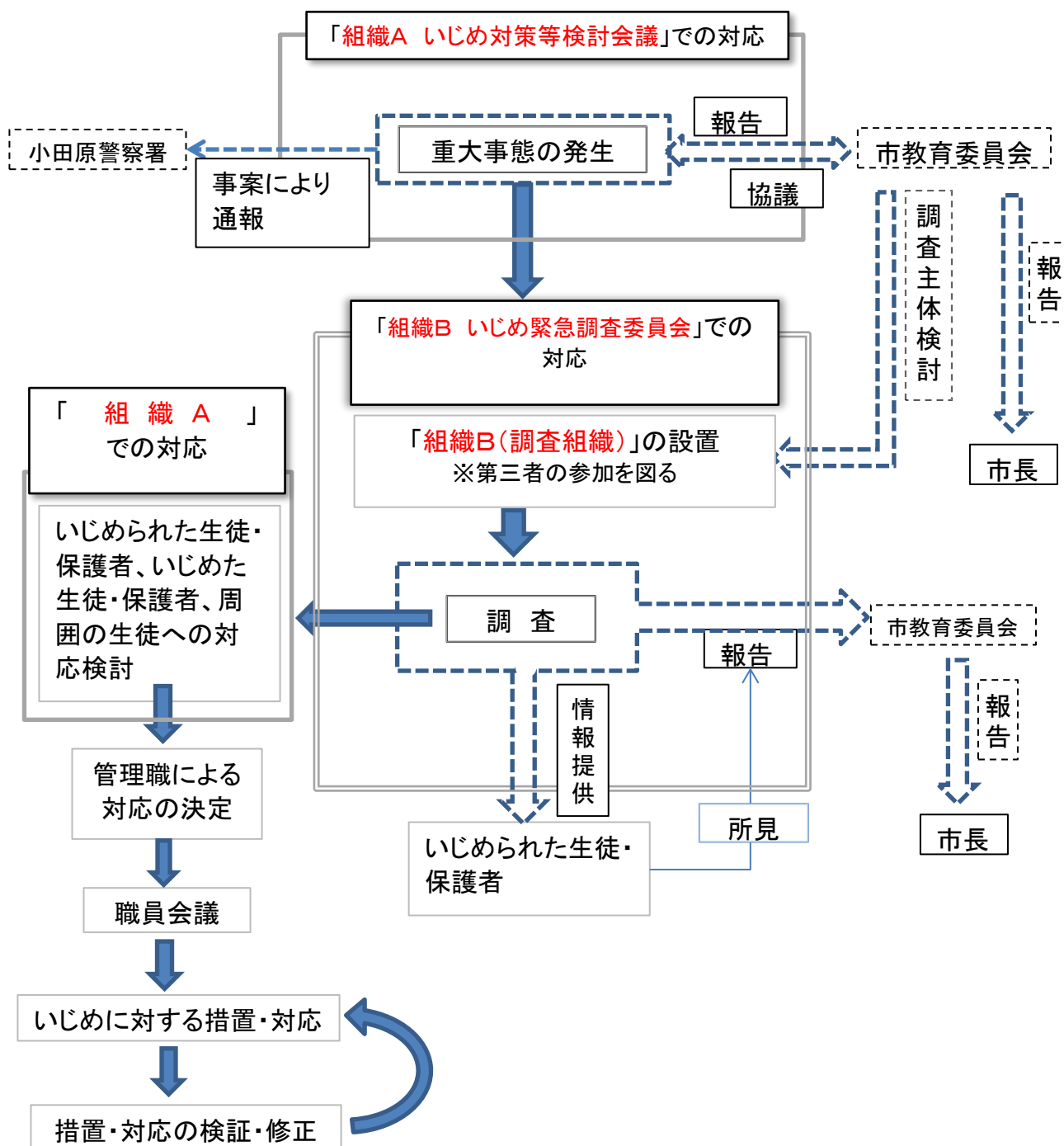
※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、警察に相談・通報し連携する

小田原警察署少年係：32-0110（代表）

神奈川県警少年相談・保護センター：32-7358

○ いじめ事案への対応フロー図－②

別紙②



※ 重大事態の調査主体が市教育委員会の場合は、市教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する

※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う